



「アイ・エー 経営者通信」送付のご案内

寒気の候、貴社ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のお引立てを賜り厚くお礼申し上げます。今月も「アイ・エー経営者通信」をお届けします。

一時金 15万円アップ!?

来年1月から新しい制度が始まるようです。出産準備金といって、妊娠届と出生届を提出した時にそれぞれ5万円、合計10万円支給されるそうです。統計によると出産に係る費用が50万円前後だそうです。現在の出産一時金は42万円。不足部分を補い、安心して出産に臨めるようにという趣旨と思います。さらに来年4月からは出産一時金が5万円アップして47万円になるような動きもあるようです。

上限 14万円アップ!?

現在の国保の保険料は102万円ですが、来年から2万円アップして104万円になるそうです。国保の保険料は2年連続でのアップとなります。さらに後期高齢者医療の保険料上限は、2024年度から現在の66万円を80万円まで14万円も上げる方向で調整に入ったというニュースがありました。社会保険は、今年の10月から適用拡大の対象が501人以上の企業から101人以上となり、2024年には51人以上となります。

短期的? 長期的?

日本の社会保障制度については様々な意見がありますが、国民皆保険の国はそう多くはなく、実際には安心して暮らせる良い制度なのではないかと思えます。その制度維持の根幹に関わる少子高齢化が進んでいる中、出産に関わる一時金として15万円多く受取れること、健康保険で毎年払う保険料が14万円ぐらいいや増えること、社会保険料の負担範囲拡大と保険料の増加傾向。これらのバランスをどのように捉えますか? 子供の成長に掛かる費用や、自分たちの将来や老後に掛かる長期的な費用の不安は社会保障制度に期待するのは難しいように思えます。

変革? 学習?

そのような中、NISA恒久化のニュースがありました。意見や考えは様々とは思いますが、いわゆる「今まで通り」では世の中の流れに合わなくなっていくことは確かなようです。学校でも投資の教育が組込まれ、若い人達は抵抗無く受け入れられそうです。投資というと財テク、投機といったイメージが強い年代の私ですが、インフレの進んだ将来、老後を迎えてから損したことに気付く姿が目に見えます。いろいろな選択肢を調べて検討しながら、より有利に立ち回りたいと思いますが、悲しいことにまだまだ勉強が必要です。では今月もよろしくお願ひ申し上げます。

～トピックス～

週末はゴルフ、駅伝、その他いろいろ。そして最近ではワールドカップ。テレビでスポーツ観戦する時間が長くなったのは私だけでしょうか?

最近では有料チャンネルやネットでの視聴といった選択肢が広がり、本当に多くのカテゴリーのスポーツがリアルタイムで見られるようになりました。家にいながら、起きてから寝るまでほぼ一日中スポーツ観戦して、程よい高揚感とともにちょっとした疲労を感じ充実した気分になります。

激しく感動的な試合の裏で、想像を絶する努力をしてきたアスリートをリスペクトしながら…。

テレビ観戦には、当然、手に届く位置に飲み物とジャンクフード。そして寝る前にスマートウォッチで一日の歩数が300歩。

毎年少しずつ受診時期が遅れていく人間ドック。今年は12月に受診します。予防接種やPCRなど医療っぽい雰囲気甘え、墮落した生活を過ごしてきた報いを受けることを覚悟して臨みます。

1月、健康や体形、生活習慣に関して誓いを立てた方は少なくないと思います。今ならまだ間に合います。今年中に再開できるチャンスです。

(浅井)



水仙

12月 (節走) DECEMBER

日	・	11	25
月	・	12	26
火	・	13	27
水	・	14	28
木	1	15	29
金	2	16	30
土	3	17	31
日	4	18	・
月	5	19	・
火	6	20	・
水	7	21	・
木	8	22	・
金	9	23	・
土	10	24	・

12月の税務と労務

- 国 税** / 給与所得者の年末調整
今年最後の給与を支払う時
- 国 税** / 給与所得者の基礎控除申告書兼配偶者控除等申告書兼所得金額調整控除申告書・保険料控除申告書・住宅借入金等特別控除申告書の提出
今年最後の給与を支払う前日
- 国 税** / 11月分源泉所得税の納付
12月12日
- 国 税** / 10月決算法人の確定申告
(法人税・消費税等) 1月4日
- 国 税** / 4月決算法人の中間申告
1月4日
- 国 税** / 1月、4月、7月決算法人の消費税等の中間申告 (年3回の場合)
1月4日
- 地方税** / 固定資産税・都市計画税 (第3期分) の納付
市町村の条例で定める日
- 労 務** / 健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届
支払後5日以内

ワンポイント 医療費集計フォーム

国税庁HPの確定申告書等作成コーナーにある、医療費をエクセルなどの表計算ソフトで入力・集計するためのフォーマット。医療費の領収書が多い場合でも、画面の案内に従って金額等を入力することで医療費控除の明細書がスムーズに作成でき、作成後はe-Tax又は印刷して提出することができます。

貨幣(お金)とは何か



あなたは「貨幣(お金)とは何か」と聞かれたら、どう答えますか？

「何をするにも必要なもの」、「エネルギーである」、「可能性を高めるもの」等々、いろいろな答えが返ってきます。

貨幣に関する定義は、各人それぞれがあります。

経済学では、「貨幣論」として他の学問の領域との関係で研究・展開しています。

今回は、貨幣論とまではいきませんが、貨幣の本質について考えてみたいと思います。

1 貨幣の起源

貨幣ができる前は物々交換をしていたと教わった人は多いでしょう。では、物々交換とはどのような形で行っていたのでしょうか？

その説明は、おおよそ次のようなものでした。

「昔は、人々は物々交換でモノを取引した。自分に必要なモノは自分で全部作れるわけではないので、何か必要なモノがあるときはそれを持っている誰かのところに行って自分が作るモノと交換した。」

しかし、それは大変な時間と労力を必要とした。

やがて人々は、ある価値のモノを選んでそれを「交換の手段」とした。例えば、金とか銀とかの貴金属です。金とか銀はそれ自体に価値があるだけでなく、耐久性があり、また、持ち運びに便利であった。こうしてお金が生まれた。」

しかし、この物々交換の不便を解消するために貨幣が生まれた(商品貨幣論)という説は、説明に無理があるというのが今日の見解です。そして今日では、貨幣は物々交換や市場の取引における取引ではなく、「信用/

負債」の関係を起源としている(信用貨幣論)と説明します。信用貨幣論は、以下の通りです。

ミクロネシアのヤップ島(人口千人未満)には、各家族の家の前にとても大きくて持ち運べない程の石(フェイ)が立っています。このフェイにナマコ3匹とかヤシ3個とか、お互いにもらったもの、あげたものを刻んでいたのです。

つまり、お金という便利なツールが最初にあったのではなく記帳(記録)から始まった。そして、1年間の決済をするときに記帳(アカウンティング)により債権・債務を精算するということが生じていたのです。フェイには、記録されたものがやがて積み上がると、それを持っていた人や家が他人から信用されるようになった。このことから、貨幣はもともと記帳から始まっているのだ、という説です。

さらに話を進めると、ヤップ島のフェイの記帳の仕組みは、「現在のビットコインをはじめとした仮想通貨の元となっていたブロックチェーンではないか」と説明する経済研究者もいま

す。

ブロックチェーンを簡単に言いますと、分散台帳システムと言って、暗号化された取引が各々の持つ台帳に記録される。そして、あらゆる人がこの台帳を持つ、ということ。この仕組みによって台帳を一つ改ざんしても他を改ざんすることができないので、嘘がつけない仕組みになっています。詳細は分かり難いですが、10分毎に1千人以上のコンピュータのプログラマーが書き添えていく作業を行っているそうです。

2 貨幣の発展・拡大

(1) 現在のお金

現在の日本で流通しているお金は日本銀行(日本国の中央銀行)が発行しているものです。言い換えれば、日本銀行が発券しているからお金であるのです。

このように、貨幣は権威や権力が結び付いているのでお金として通用するのです(日銀券が貨幣として通用することは法律で定められている)。

では、日銀券は、どのようなしてお金として出回るのか、と

ということになります。日銀は、「銀行にとつての銀行」であり、全国の金融機関は日銀に当座預金口座を持っています。金融機関がこの口座からお金を引き出すとき、日銀から日銀券を受取ります。このとき日本銀行券が発行されたこととなります。

ということですから、日本銀行券が日銀の中にある段階では単なる「紙」であり、日銀の外に出た途端に日銀券が「お金」になるということになります。こうして全国の金融機関に発行された日銀券を、企業や個人が金融機関から引き出すことで世の中にお金が出回ります。

ここで、今までの説明をまとめてみます。

お金には信用の土台がある。そして、土台が土台の外に出したもの（お金）をみんなが認知して信用している（お金は汎用度と信用度を持つ）。このお金は、内部に価値を持ちながら流通していくことになる。現在のお金は国家が土台、ということ

です。

なお、先ほどのブロックチェーンは、代替通貨として新たに

現れてきました。国家の通貨と異なり無国籍通貨です。その発行に限度がなく、本質に於いて何ら財としての価値や信用の前提を持たないという点で、これまでの貨幣とは性質が違います。それでも流動性の高い代替通貨と見なす人が現れているという事です。

(2) 貨幣の現状と変化

貨幣の価値を決定付けるのは、「信用と汎用」であること

を述べてきました。そして、信用の土台には国家であることも。しかし、信用の土台は、今後とも変化していくと思われます。

一つは、国家と同レベルで扱われてきている大企業の動きがあります。

別表は、民間シンクタンクがまとめたものです。家電量販店やキャッシュレス決済、携帯電話など、国内IT業界の主要企業が1年間に発行するポイント・マイレージの最小発行額ですが、金額にして1.4兆円としています。

例えば、コンビニエンスストア大手3社の年間売り上げは9兆8千億円。ポイント還元率

0.5%（2000円の買い物に1円の付与）、ポイント適用率60%。したがって、294億円の信用創造（換言しますとお金の創造）をしていることとなります。つまり、企業が信用の土台となったお金の発行を意味します。

前述の仮想通貨は、各利用者の取引を記録するという技術土台の上に成り立つ通貨と見て良いのではないかと思います。

(3) 最後に

経済学では、moneyは普

通「貨幣」と訳します。やや、砕けた表現として「お金」と訳しても間違いではありません。学術的な議論をする場合には、「貨幣」と訳するのが一般的です。

ただ、「make money」は、「お金を稼ぐ」がしっくりきます。同じ単語には同じ訳語とこだわらなければ「貨幣を獲得する」といった表し方でしょう。

つまり、文脈に応じて「貨幣」と「お金」を使い分けることは一長一短であると思います。

別表
国内11業界別ポイント、マイレージ年間最少発行額
(2020年度)

業 界	ポイント付与基本指標・数値		年間発行額(億円)
	指標	数値	
キャッシュレス決済(業界全体)	決済取引高(億円)	869,586	4,348
家電量販店(主要9社)	売上総計(億円)	48,771	2,467
携帯電話(主要3社)	売上総計(億円)	123,835	1,100
航空会社(主要2社)	有償旅客マイル(億人・マイル)	160,853	121
ガソリン(主要3社)	売上総計(億円)	144,479	410
総合スーパー(主要5社)	売上総計(億円)	101,236	429
コンビニエンスストア(主要3社)	売上総計(億円)	98,042	294
ネット通販(主要4社)	売上総計(億円)	76,583	684
百貨店(主要6社)	売上総計(億円)	29,630	142
ドラッグストア(主要8社)	売上総計(億円)	49,894	364
外食産業(主要6社)	売上総計(億円)	11,150	40
	合計		10,399

(出典：野村総合研究所)
※ ポイント適用率・還元率、対前年度増減については省略。

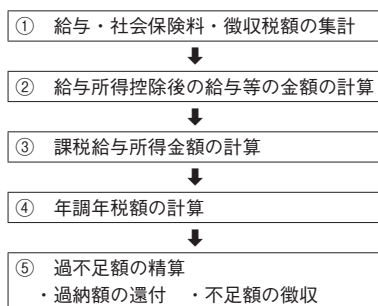
分の4年調整 和末ポイント 令年ポ



一 年末調整の流れ

年末調整とは、毎月の給与や賞与（以下「給与等」）を支払う際に徴収した源泉徴収税額と、その給与等の支払いを受けた人が納めるべき税額とを比較して、過不足額を精算する手続きです。1年を通じて勤務している人や、年の途中で就職し、年末まで勤務している人などが、年末調整の対象となります。ただし、これらの人のうち、1年間の給与の収入金額が2000万円を超える人や、2か所以上から給与の支払いを受けている人や他社に扶養控除等（異動）申告書を提出している人などは、年末調整の対象にはなりません。

年末調整の流れ



- (1) 扶養控除等（異動）申告書
- (2) 基礎控除申告書*
- (3) 配偶者控除等申告書*
- (4) 所得金額調整控除申告書*
- (5) 保険料控除申告書
- (6) (特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書

※(2)~(4)は1枚の用紙です

二 令和4年分のポイント

社会保険料控除や小規模企業共済等掛金控除の適用を受ける場合、国民年金の保険料と国民年金基金の掛金以外の保険料や掛金で、本人が直接支払ったものについては、その保険料などを支払ったことの証明書類を保

険料控除申告書に添付して提出または提示をする必要があります。これが、保険料控除申告書に記載すべき事項を電子データで勤務先に提出する場合には、書面による証明書類の提出または提示に代えて、一定の電子データによる提供をすることができるとなりました。

また、保険料控除申告書に添付などをする証明書類の範囲に、証明書類の発行者から提供を受けた電子データを、一定の方法により印刷した電磁的記録印刷書面が加えられました。この電磁的記録印刷書面は、電子証明書に記録された情報の内容と、その内容が記録された二次元コードが付いた書面をいいます。

三 年末調整の誤りやすい点

1年間の給与等の収入金額が850万円を超える人で、特別障害者に該当する場合や、年齢23歳未満の扶養親族・特別障害者である同一生計配偶者・特別障害者である扶養親族のいずれかを有する場合には、所得金額調整控除の適用がありません。ここで、同じ世帯に所得者が2人

以上と扶養親族がいる場合、扶養控除の適用についてはその扶養親族は所得者のうちのいずれか1人の扶養親族にのみ該当するものとみなされています。一方、所得金額調整控除の適用については、いずれか1人の扶養親族にのみ該当するものとみなされていませので、すべての所得者について扶養親族を有することになります。

具体的には、夫婦共働きでどちらも給与等の収入金額が850万円を超えるような場合で、年齢23歳未満の扶養親族が1人いるときは、その夫婦は両者とも所得金額調整控除の適用を受けることができます。

四 年末調整の電子化

今までの年末調整は、保険会社などが発行する証明書などを基に従業員が各種申告書を記入して会社に提出し、会社はその内容を確認して計算を行っていました。そして会社は、年末調整の計算が終わった後、源泉徴収票や給与支払報告書を、税務署や市区町村に郵送していただきます。このような従来の年末調整

は、従業員と会社担当者にとって大きな負担になっていました。

そこで近年、国税庁は税務行政のDX化を進めており、その取り組みのひとつに「年末調整のデジタル化」があります。年末調整がデジタル化されると、保険会社などが発行する証明書データのデータを従業員が国税庁の年調ソフト等に取り込んで、本人情報などを入力した後の各種申告書データを会社へ送信し、会社は受け取ったデータを送信し、計算などのシステムに取り込むことで、年末調整の計算が終わります。税務署等への提出も郵送ではなくデータで行います。

これにより、証明書の収集や紙による各種申告書の配布・回収、申告書の記載内容の確認や控除額の検算などの作業が、ほとんど不要になり、従業員や会社担当者の負担を減らすことができます。

五 電子化のポイント

年末調整をデジタル化するためのポイントの一つに、証明書類などのデータの受け取り方法があります。

まず、証明書類をデータで受け取るためには、「マイナポータル連携」により取得したデータか、保険会社などの「お客様ページ」などからダウンロードして取得したデータである必要があります。証明書をスキャンしたデータや、エクセルなどに証明書の内容を入力したデータは、要件を満たしません。

また、データを受け取る際には、①勤務先にインターネット経由のメールなどで送信、②USBメモリなどに保存して勤務先に提供、③勤務先と従業員のみがアクセスできる領域に申告書データを保存、④社内LANにログインしてメールなどで送信、のいずれかの方法を定める必要があります。このうち①と②については、データに電子署名を付すか、パスワードを設定する必要があります。

さらに、従業員が申告書情報に電子署名を行うか、勤務先から通知された識別符号を付して勤務先に送信するといった、提出する人の氏名をデータで明らかにする措置を講じる必要があります。

所得控除の種類と年末調整の可否

所得控除	可否	控除額
社会保険料控除	○	支払った又は給与から控除された社会保険料の合計額
小規模企業共済等掛金控除	○	掛金の合計額
生命保険料控除	○	① 一般：旧契約は最高5万円、新契約は最高4万円 ② 個人年金：旧契約は最高5万円、新契約は最高4万円 ③ 介護医療：最高4万円 合計で最高12万円 ※旧契約とは平成23年12月31日以前に締結した保険契約等。 ※①と②について、旧契約と新契約の両方がある場合の控除額は、最高4万円ですが、旧契約分のみで計算した場合の控除額の方が大きい場合は、旧契約分のみで適用（最高5万円）を受けることもできます。
地震保険料控除	○	地震：最高5万円 旧長期損害：最高1万5千円 合計で最高5万円
寡婦控除	○	27万円
ひとり親控除	○	35万円
勤労学生控除	○	27万円
障害者控除	○	障害者1人につき27万円 特別障害者1人につき40万円 同居特別障害者の場合は75万円
配偶者控除	○	一般の控除対象配偶者：最高38万円 老人控除対象配偶者：最高48万円
配偶者特別控除	○	最高38万円
扶養控除	○	(1) 一般の控除対象扶養親族 38万円 (H19.1.1以前生まれで、下記(2)、(3)に該当しない人) (2) 特定扶養親族 63万円 (H12.1.2～H16.1.1生まれ) (3) 老人扶養親族 同居老親等以外：48万円 (S28.1.1以前生まれ) 同居老親等：58万円
基礎控除	○	最高48万円
雑損控除	×	
医療費控除	×	
寄附金控除	×	(注) ふるさと納税の場合、ワンストップ特例制度 有

改正職業安定法 募集・採用時の 留意点



令和4年10月1日に改正職業安定法が施行され、主に次の3点が改正されました。改正は、求職者が安心して求職活動を行うことができる環境の整備と、マッチング機能の質の向上を目的とするものです。

- ・ 求人等に関する情報の確かな表示の義務化
- ・ 個人情報等の取扱いに関するルールの整備
- ・ 求人メディア等に関する届出制の創設

今回は主に一般の事業主が募集や採用をするときに留意しておきたい点を取り上げます。

(注) 職業紹介事業者や募集情報等提供事業者(求人メディア

等)については、今回触れるものの他にも改正事項や留意点があります。厚生労働省ホームページ等にて最新情報をご確認ください。

一 求人を行う企業のルール

(一) 求人等に関する情報の確かな表示の義務化

求人企業に対して、求人情報や自社に関する情報の的確な表示が義務付けられました。

具体的には、「虚偽の表示・誤解を生じさせる表示はしてはならないこと」、「求人情報を正確・最新の内容に保たなければならぬこと」に気をつける必要があります。

① 対象となる手段

新聞・雑誌・その他の刊行物に掲載する広告、文書の掲出・頒布、書面、ファックス、ウェブサイトを、電子メール・アプリ等、放送(テレビ・ラジオ等)、オンデマンド放送等

② 正確かつ最新の内容に保つ義務

以下の措置を講じるなど、求人情報を正確・最新の内容

に保たなければなりません。

a 募集を終了・内容変更したら、速やかに求人情報の提供を終了・内容を変更する。

例 自社の採用サイト等を

速やかに更新する。

b 求人メディア等の募集情報等提供事業者を活用して

いる場合は、募集の終了や

内容変更を反映するよう速

やかに依頼する。

c 一つの時点の求人情報

が明らかにする。

例 募集を開始した時点、

内容を変更した時点等

d 求人メディア等の募集情報等提供事業者から、求人

情報の訂正・変更を依頼された場合には、速やかに対

応する。

なお、今回の改正前から、

労働条件の明示は求職者等と

最初に接触する時点までに、

労働条件に関するすべての事

項を明示することが原則とさ

れており、この取り扱いに変

更はありません。求人広告等

の媒体には紙面等の都合で一

部のみの掲載(未掲載のもの

は別途明示)となっていた場

合は、最初に求職者等と接触する時点までにすべての事項を明示する必要があります。

③ 自社に関する情報

自社に関する情報について、次のような表示をしない

ようにする必要があります。

a 上場企業でないにも関わらず、上場企業であると

表示する。

b 実際の業種と異なる業

種を記載する。

c 虚偽の表示の禁止

以下のような時は、虚偽の表示に当たる場合があります。

④ 虚偽の表示の禁止

a 実際に募集を行う企業と別の企業の名前で求人を

掲載する。

b 「正社員」と謳いながら、

実際には「アルバイト・パート」の求人だった。

c 実際の賃金よりも高額の賃金の求人を掲載する。

d 誤解を生じさせる表示をしないための留意点

虚偽の表示ではなくとも、

一般的・客観的に誤解を生じ

させるような表示は、「誤解を

生じさせる表示」に該当し

る。

⑤ 虚偽の表示をしないための留意点

虚偽の表示ではなくとも、

一般的・客観的に誤解を生じ

させるような表示は、「誤解を

生じさせる表示」に該当し

ます。

また、求人情報の提供の段階でも、労働条件として明示すべき項目をできる限り含めた形で提供することが望ましいものです。

適切な例(○)と不適切な例(×)を用いて説明します。

a 業務内容

職種や業種について、実際の業務の内容と著しく乖離する名称を用いてはなりません。

× 営業職中心の業務を「事務職」と表示する

× 契約社員の募集を「試用期間中は契約社員」など、正社員の募集であるかのように表示する

× フリーランス(委託)の募集と雇用契約の募集を混同する

b 賃金
固定残業代を採用する際、基礎となる労働時間数等を明示せず、基本給に含めて表示してはなりません。

× 【月給】32万円
【基本給】25万円、【固定

残業代】7万円。

※ 時間外労働の有無に問わず、15時間分支給。15時間を超える時間外労働分についての割増賃金は追加で支給します。

また、モデル収入例を、必ず支払われる基本給のように表示してはなりません。

× 【給与】400万円、【モデル給与】1000万円、(社内で特に給与が高い労働者の給与を全ての労働者の給与であるかのように例示)

○ 【給与】400万円、600万円、
600万円、【モデル給与】555万円
(同職種社員の給与の平均を例示)

c 募集者の氏名又は名称
優れた実績を持つグループ会社の情報を大きく記載する等、求人企業とグループ企業が混同されるような表示してはなりません。

× A社のグループ会社B社の求人、
「A社は高度なITエンジニアのスキルを

持った方を必要としていません。」と表示

(二) 個人情報の取扱いに関するルール

求職者の個人情報を収集する際には、業務の目的を明らかにしなくてはなりません。こちらにも適切な例(○)と不適切な例(×)を用いて説明します。

① 業務の目的の明示

求職者の個人情報を収集する際には、求職者等が一般的かつ合理的に想定できる程度に具体的に、個人情報を収集・使用・保管する業務の目的を明らかにしなくてはなりません。

× グループ企業の採用の選考にも使用するにもかかわらず、「自社の採用選考のために使用します」と表示。

○ 「当社の募集ポストに関するメールマガジンを配信するために使用します」と表示。

○ 「面接の日程に関する連絡に使用します」と表示。

② 業務の目的の達成に必要な範囲内

労働者の募集のために必要

な範囲で求職者の個人情報を収集・使用・保管する必要があります。

× 求人と関係のないサービスに入会させるために使用する。

× 他社の採用選考のために使用する。

○ 選考過程の分析のために個人情報を匿名化・統計処理する。

○ 面接の日程に関する連絡に使用する。

二 募集情報等提供事業の運営ルール

従来の求人メディア・求人情報誌だけでなく、例えばインターネット上の公開情報等から収集した求人情報・求職者情報を提供するサービスを行う事業者なども職業安定法の「募集情報等提供事業者」とされました。一定の募集情報等提供事業者に対する届出・報告の制度も設けられています。

また、苦情に対する適切・迅速な対応義務や、利用者の選択のため事業情報公開(努力義務)のルールも設けられました。

ハゲタカファンド

上場企業の株式は、市場を通じて日常的に売買されています。これをもう少し掘り下げて見ますと、企業は価値を日々創造していることから、創造した価値に見合った株価が株式の売買により形成されていると言えるでしょう。

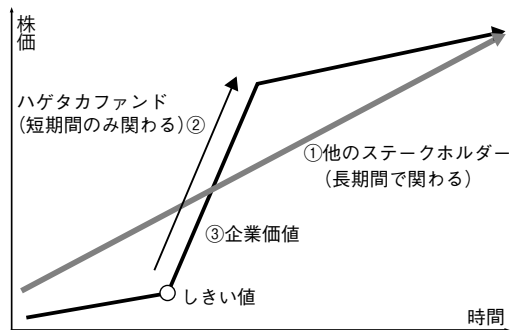
さて、本質的な企業価値がマーケットの中の動き（①の線）であるならば、市場に任せておけば安心なのでしょうが、株価が時に異常な動き（②の線）をすることがあります。それは、ファンド（投資家というより投資グループ）が資金を投入するときになります。特にハゲタカファンドの「マネー」が動くときです。

ハゲタカファンドとその他のステークホルダー（経営者、従業員、取引先、顧客）との違いは、一言で言えば「その企業について考える時間軸の長さ」です。

その他のステークホルダーは、マネー以

外の視点で長期にその企業と関わりますが、ファンドはマネーを軸に活動します。投入する資金の増殖を動機として動く、つまり、転売可能性に最も近い株価を軸に考え、その対象企業の価値の本質を考察する事はありません。

マネーの増加が低減すれば他の企業に投資していくことが効率的であり、このように表面をついばんでいくことからハゲタカと呼ばれます。企業の価値創造を見ますと、しきい値を超えると急速に価値を増加させていき、その後、勢いは徐々に緩やかになっていきます（③の線）。



損して得を取る

コンビニ店は、人々の日常生活の不便さを解決することを意識して運営をしています。

その一つが、一般客へのトイレ利用の提供です（ただし、全店舗にまではいきわたってはいませんが…）。

ほとんどの人は、何気なく利用していると思いますが、マーケティングアナリストの渡辺広明氏による試算（下表参照）によると、利用1回当たりの経費は約30円～40円位であろうと見えています。コンビニ店では、粗利益率30%位ですから、利用者が200円位の買い物をしてくれれば十分に採算は合うということになります。

コンビニのトイレ経費

水道代	1回	約3円
トイレトーパー	1回	約1.2円
トイレ用洗剤	1回	約10円
電気代	1日	約9円
人件費(掃除1回10分、1日6回)	1日	1,000円

※首都圏住宅立地店舗、1日約40人が利用と計算

日本のフリーランス

フリーランサーのための新しい組織として、任意団体「フリーランスユニオン協会」が今年5月に発足しました。組織の対象者は料理配達員といった総じて労働者の強い人々等です。政府が、フリーランス化を推進し始めたのは2016年のことです。フリーランスこそ、今日的な働き方だと。このことは渡り職人的就労形態の方向に

向かう事を進めました。しかし、そのことに伴う権利保護の低下、労働に見合う賃金への反映等の問題が多発しています。元々、フリーランスのフリーは自由、ランスは槍を意味します。自由な槍とは、傭兵が気にならない主に仕え続ける必要はない、戦場を渡り歩くイメージがあります。しかし、日本のフリーランスは、本当に自由な槍か否か議論のあるところです。